

著作権と表現の自由に関するフランスの新たな動き

—Klasen 破毀院判決（2015）のインパクトとその背景—

京都教育大学教育学部 講師 比良友佳理

1 はじめに

- 著作権と表現の自由の緊張関係の高まり
 - インターネット技術・デジタル技術
 - 誰もが利用者にも著作者にもなれる時代¹
- 欧州で近年、活発な動き
 - 2013年：欧州人権裁判所 Ashby 判決
 - 2015年：フランス破毀院 Klasen 判決
 - 2017年：フランス破毀院 カルメル派修道女の対話事件判決
- 2015年、フランス破毀院は著作権と表現の自由に関して従来とは異なるアプローチを提示
- 米国最高裁判決とも異なる

2 従来判例

- フランス著作権：droit d'auteur 厚い保護

¹ 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論—デジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けて—」知的財産法政策学研究 44号（2014年）72-75頁、ローレンス・レッシング（山形浩生訳）『REMIX ハイブリッド経済で栄える文化と商業のあり方』（翔泳社・2010年）24-25頁、61-63頁、ドミニク・チェン『フリーカルチャーをつくるためのガイドブック クリエイティブ・コモンズによる創造の循環』（フィルムアート社・2012年）、Antonina Bakardjieva ENGELBREKT（田村善之訳）「制度論的観点から見た著作権：アクター・利益・利害関係と参加のロジック（2・完）」知的財産法政策学研究 23号（2009年）29頁以下等。

- フランスでは、著作権被疑侵害者が欧州人権条約 10 条を援用して表現の自由を主張する先例がいくつかある
- 「最後のチャンス」、「切り札 (joker)」としての表現の自由²
- 下級審レベルでは様々な結論
 - 10 条の抗弁の検討自体を端的に拒むもの³
 - 抽象的な理由付けで一応検討しつつも最終的には著作権優先⁴
 - 抽象的な衡量の結果、表現の自由優先⁵
 - どちらかという具体的な理由付けで検討するもの⁶
- しかし、破毀院は人権条約 10 条の抗弁に一貫して否定的

- ユトリロ事件破毀院判決(2003 年)⁷
 - 展覧会紹介のルポルタージュに絵画が写し込まれた事例
 - 著作権と表現の自由の均衡のとれた限界線は立法者によって著作権の制限規定等に既に考慮されていると判示
- Onze Mondial 破毀院判決 (2007) ⁸
 - W 杯のトロフィーの写真をサッカー雑誌の表紙に無断で使用
 - 公衆の情報に貢献するものではなく、単なる著作物の搾取であるとし、侵害を構成すると判示
- Les Misérables 続編事件
 - 控訴院判決 (2004) ⁹

² Nicolas Bronzo, « Droit d'auteur et création artistique: la liberté à tout prix ? A propos de l'arrêt du 15 mai 2015 de la Cour de cassation » *Revue Francophone de la Propriété Intellectuelle*, n° 2, avril 2016, p. 89.

³ *V. par ex.* CA Paris, pole 5, 2^e ch., 17 juin 2011, n° 10/18873, D. E. Diaz Lopez c/ KMBO et les Piquantes: Juris Data n° 2011-012995.

⁴ *V. par ex.* CA Paris, 4^e ch., 30 mai 2001, Fabris c/ Sté France2: Juris data n° 2001-179518

⁵ TGI Paris 3^e ch., 16 septembre 2010, n° RG 10/08327; TGI Paris 3^e ch., 23 février 1999 (後述ユトリロ事件の一審) 等。ただしいずれも上級審で覆されている。

⁶ CA Paris, 4^e ch., 12 déc. 2001, Sté modes et travaux c/ Sté EK Finances: D. 2002, act. jurispr. p. 725; CA Versailles, 1^{er} ch., 20 déc. 2001, Pontoreau et a. c/ Assoc. Front National et a. ∴

⁷ Civ. 1^{ère}, 13 nov. 2003, Bull. Civ. I, n° 229, Fabris, ADAGP c/ Société nationale de télévision France 2.

⁸ Cass. Civ. 1^{ère} ch, 2 octobre 2007, n° 05-14.928, SNC Hachette Filipacchi associés c/ Fédération internationale de football.

- 著作者の生前の意思に反する、著作者人格権侵害肯定
 - 破毀院判決（2007）¹⁰
 - 著作物の変質の有無、著作者の混同の有無を確認せず、創作の自由を無視して結論を出したとして控訴院判決を破毀
 - 控訴院差戻審（2008）¹¹
 - 続編は精神を変質せず、著作者の誤認も生じさせていないとして著作者人格権侵害を否定
 - 創作の自由は「原著作物の氏名尊重権と著作物尊重権の留保の下に」行使されなくてはならないと判示
 - ※表現の自由の抗弁を認めたわけではなさそう¹²
- 破毀院の従来の立場をまとめると…
 - 人権条約 10 条に基づく防御を認めず¹³
 - 「神聖にして侵すべからざる」著作権が表現の自由に対して席を譲るなど論外という姿勢¹⁴
 - そうした中、2015 年、Klasen 破毀院判決の登場

3 Klasen 破毀院判決

- 破毀院 2015 年 5 月 15 日判決¹⁵

⁹ CA Paris, 31 mars 2004.

¹⁰ Cass.1^{ère} civ., 30 janvier 2007.

¹¹ CA Paris, 19 décembre 2008: RIDA avril 2009.

¹² Carine Bernault, “Liberté de création, plagiat et droit d'auteur”, *Droit et littérature*, Edition de l'université de Shanghai, 2012. <[halshs-01004397](#)>, 8. Alexandre Zollinger, « Droit d'auteur et liberté d'expression: le discours de la méthode », *CCE*, mai 2013, p.11, note 25 は Les Misérables 続編事件破毀院判決について、法の外在的なところで利益をバランスしたのではなく、どちらかという法の外枠の中でバランスを探求したものと分析している。

¹³ Pascal Kamina, « Un point sur le droit d'auteur et l'article 10 de la Conv. EDH », *LEGICOM* 2004/1(n° 30), p. 94.

¹⁴ Marie-Hélène Vignes, « La Figuration Narrative dans la Balance du Juge », *CIPAC, fédération des professionnels de l'art contemporain lettre d'information*, automne 2015,(2015) 9.

¹⁵ Civ. 1^{ère}, 15 mai 2015, n° 13-27.391, P.Klasen c/ A .Malka., 本判決について詳しくは、比良友佳理「著作権と表現の自由の関係がもたらすフランス著作権法のパラダイム・シフト—Klasen 事件・カルメル派修道女の対話事件破毀院判決を

- 【事案】モード写真家 Malka 氏が撮影した女性の写真を、芸術家 Klasen 氏が作品中に利用
 - 「広告と過剰消費のシンボル」として「元々のものとは全く異なるテーマ、考察」を生み出す狙い
- パリ控訴院判決（2013）¹⁶
 - 引用、パロディ該当性を否定
 - 表現の自由は正当な他の権利、例えば著作権によって制限される
 - 「上位の利益の不在（faute d'intérêt supérieur）」
 - Klasen の表現の自由が Malka の著作権よりも優位を占めるとはいえない
- 破毀院判決（2015）¹⁷
 - 控訴院は「上位の利益の不在」を指摘するのみで、著作権と表現の自由という、問題となっている権利間の適切なバランス（juste équilibre）の探求について具体的な方法で（de façon concrète）説明することなしに著作権侵害を肯定する判決を下したという点において法的根拠を欠く
 - 破毀、ヴェルサイユ控訴院に移送
 - 破毀院自身は「適切なバランス」の「具体的な方法」による探求について具体的な要件論を示さず

4 検討

（1）欧州人権裁判所 Ashby 判決との関係

欧州司法裁判所 Ashby 判決¹⁸

中心に一」コピーライト 678 号（2017）36-47 頁。

¹⁶ CA Paris, 18 septembre 2013.

¹⁷ 本判決を好意的に評価するものとして、Christophe Geiger, « Droit d'auteur et liberté d'expression : art « autorisé » et libre création ne font pas bon ménage », *JCP G.* 2015, n°38, 967, Michel Vivant, « La balance des intérêts... enfin », *CCE* 2015, n°10, étude 17.

¹⁸ Ashby Donald et autres c/ France, CEDH, requête n° 36769/08 du 10 janvier 2013. 本判決について詳しくは、比良友佳理「著作権と表現の自由に関する欧州人権裁判所の新たな動き—Ashby 判決、The Pirate Bay 判決—」AIPPI62 巻 12 号（2017）

【申立人】

- Y3：ファッションショーの写真を撮影
- Y1、Y2が運営するサイトに送信、ファッションショーの数時間後には無料ないし有料で閲覧、販売

【著作権者】

- オートクチュール協会
- クチュールメゾン
- 申立人らは、フランス国内裁判所の下した有罪判決は、欧州人権条約が保障する表現の自由の行使に対する「不当な干渉(*ingérence injustifiée*)」に該当すると主張
- 人権条約上、申立人に対し国内裁判所が科した刑罰は「干渉」に当たる
- 「干渉」は以下の3点を満たさない限り10条違反となる
 - 法律によって予め定められていて
 - 正当な目的に基づき
 - 民主的社会における必要性がある
- ①②は満たすとして、③が問題
- ③「民主的社会における必要性」
- 条約締結国は「必要性」の判断について一定の「評価の余地」を有している
- 「評価の余地」の広さは情報の種類による
 - 政治的な表現ならば評価の余地は狭く、商業的表現ならば評価の余地は広がる
- 本件申立人らは報酬目的、販売目的→商業的なもの
- 一般的利益に関する議論に貢献するものでもない
- さらに人権条約上の権利同士のバランスを図ることは困難な問題であるから、その場合締結国は「重要な評価の余地」を有する
- 人権条約第1議定書1条は知的財産権にも適用される
- 本件干渉は条約上の権利の保護を目的としたものと評価できる
- したがって、本件では国内当局が「特に重要な評価の余地 (*marge d'appréciation particulièrement importante*)」を有している
- 【結論】人権条約10条違反にはならない

- 【Ashby 判決の意義】 現行の人権裁判所システムで著作権と表現の自由の関係について具体的に判断した初めての判決
 - Point 1 : 著作権行使に基づく国内裁判所の措置が人権条約 10 条の表現の自由に対する「干渉」に当たりうるとして、トリプル・テストの審査対象に
 - Point 2 : 「特に広い評価の余地」を理由に今回の事案では条約違反を否定
 - 理由① Y の表現が商業的表現であって一般的利益に関する議論に貢献しないから
 - 理由② 知的財産権も人権条約上の権利だから
 - ただし今後の異なる事案では条約違反の可能性も？
- Ashby 判決は締結国に「特に広い評価の余地」を認めた
- フランスとしては評価の余地の中でどのような立場を選択するか自由だったはず
 - 立法に調整を委ねる
 - 裁判所がケースバイケースで調整する
- 破毀院はあえて後者を選択することを明らかにしたとみられる¹⁹

(2) 欧州司法裁判所の判決との関係

- Klasen 判決の「適切なバランス (juste équilibre)」というキーワード
- 欧州司法裁判所 (CJEU) のいう、著作権と基本権の「fair balance」と

¹⁹ Bronzo, *supra note 2*, p.90-91 は、Ashby 判決が広い評価の余地を各国に認めたことによって、基本権の著作権への侵食が一旦消え去ったようにみえたが、Klasen 判決の登場によって再び活気づいたとし、Klasen 判決は控訴院の理論方式の一般性そのものを非難しており、広い評価の余地の中でフランス破毀院は、裁判官が立法の定めた制限規定に調整を委ね、適切なバランスの具体的な探求を回避することを認めないという選択をしたと分析している。

また Camille Maréchal, «Les exceptions au droit d'auteur sur les oeuvres d'art », *CCE*, octobre 2015 も、Ashby 判決は閉じられた制限規定システムに著作権と表現の自由の衡量を委ねるという調整手法を否定したわけではなかったが、Klasen 破毀院判決は立法による衡量では調整として不十分だと考えているようだ」と指摘している。

の関連性？²⁰

- Promusicae[2008], C-275/06 (ファイル共有ソフト)
- Painer[2011], C-145/10 (肖像写真の犯罪捜査への使用)
- Scarlet Extended[2011], C-70/10 (フィルタリング)
- SABAM v. Netlog[2012], C-360/10 (フィルタリング)
- UPC Telekabel[2014], C-314/12 (サイト・ブロッキング)
- Deckmyn[2014], C-201/13 (パロディ)
- GS Media[2016], C-160/15 (リンク) など

(3) “フランス版フェア・ユース”の導入？

- Klasen 事件で表現の自由と著作権のどちらが優先されるかはさておき²¹
- 「適切なバランス」を「具体的な方法」で衡量しなければならないという一般論
 - 破毀院は従来の立場を変更した
 - 「パラダイム・シフト」²²
 - 「大きな一歩」²³

²⁰ Christophe Caron, «Droit d'auteur versus liberté d'expression : exigence d'un « juste équilibre » », *CCE*, juillet 2015, Comm. 55. 破毀院の「juste équilibre」は欧州司法裁判所のいうところの基本権の「fair balance」のフランス・バージョンであるように思われると述べる。V. aussi, Adams avocats associés, « Monopole du droit d'auteur contre liberté d'expression artistique : exigence d'un juste équilibre », *Lettre d'Information Propriété intellectuelle*, octobre 2015, p. 11.

²¹ Agnès Tricoire, « Liberté de Création versus Droit d'Auteur : L'affaire Klasen / Malka », *ART PRESS* 2, n°41 (2016) p. 53 は、Ashby 事件では商業的表現であると判断されたが、それに対し今回の Klasen 事件は商業的表現ではなく芸術的表現であり、消費社会に対する批判という一般的利益に関する議論に貢献するものとし、事案の違いがあるという点を指摘している。同様の指摘をするものとして、Oeuvre dérivée : originalité et équilibre entre droit d'auteur et liberté d'expression, *Recueil Dalloz* 28 mai 2015, n°19, p. 1094.

²² Alexandra Bensamoun et Pierre Sirinelli, «Droit d'auteur vs liberté d'expression : suite et pas fin... », *Recueil Dalloz*. 6 août 2015, n°29, 1672, Vincent Varet, «Liberté d'expression vs droit d'auteur: haute tension », *Légipresse* n°330 Septembre 2015, p.477.

²³ Tricoire, *supra note* 21, p. 53 は、「適切なバランス」というキーワードには著作権は表現の自由の例外ではないし、もはや著作権が表現の自由に対して優越するものでもなく、両者は同等の権利だ」という意味が込められていると分析し

- 「パンドラの箱」²⁴
- フランス著作権法
 - 制限規定は限定列挙方式
 - 制限規定は厳格解釈が原則²⁵
 - EU 情報社会指令（2001/29）上の要請²⁶
- 「閉じられた制限規定」
 - ↓
- 著作権法の枠外から表現の自由に基づく抗弁を認めると…
 - ↓
- 「開かれた制限規定」へ？²⁷
- フランス版フェア・ユース（fair use à la française）²⁸？

- 肯定的学説
- Varnerot、Geiger、Vivant、Bronzo²⁹

ている。

²⁴ Caron, *supra note 20*, *Prop. intell.*, juillet 2015 n°56, p.284, obs. A. Lucas.

²⁵ 駒田泰土「大陸法における権利制限」著作権研究 35 号（2008 年）53 頁以下、長塚真琴「フランスにおける不文の著作権制限としての付随理論について」パテント 65 巻 1 号（2012 年）22 頁。

そうしたフランスの伝統的な解釈論に異を唱える学説もなくはない。

Christophe GEIGER（津幡笑（訳））「著作権の制限を通じた創作活動の推進（1）—著作権法における排他性概念の省察」知的財産法政策学研究 29 号（2010 年）73 頁以下は、著作権の制限は著作権法の保護範囲を定めるための法技術に過ぎず、著作者の排他権の例外ではないので、厳格解釈は必ずしも導かれず、「権利」と「制限」は一つのコインの裏表のようなものであると指摘している。

²⁶ 加盟国に対し新たに設けることができる権利制限規定を 21 事項、限定列挙方式で掲げ、さらにそれに対してスリー・ステップ・テストによる限定を加重している。

²⁷ Valérie Varnerot, « La circulation des œuvres numériques », *Les biens numériques*, sous la direction d'Emmanuel Netter et Aurore Chaigneau, *LGDJ* 2015, p. 134.

²⁸ Caron, *supra note 20*.

²⁹ Varnerot, *supra note 27*, p. 134-135 は、この判決は従来の視点を大きく転換するものであり、法定の制限規定から束縛されない創作の自由が、「適切なバランス」や「利益のバランス」に基づいて、「変容的利用(usages transformatifs)の開花にとって思いがけない土台を形成するかもしれない」と指摘する。

また、Christophe Geiger, « Droit d'auteur et liberté d'expression : art « autorisé » et

- 従来の制限規定の枠組みに囚われない柔軟な解釈
 - 著作権が芸術等の検閲に使われてはならない
 - 調整は裁判官の役割
- 否定的学説
 - Lucas、Bruguière、Pollaud-Dulian、Maréchal³⁰

libre création ne font pas bon ménage », *JCP G.* 2015, n°38 p. 1624 は、どのようなケースにおいても、著作権や知的財産権が政治的、文化的、あるいは芸術的な検閲の理由へと歪められてはならないと主張し、アプロプリエーション・アートや *figuration narrative* を念頭に置いた上で、「許諾を受けた」芸術と創作の自由は相容れないものであることは明らかだと指摘する。V. aussi, Michel Vivant, « La balance des intérêts... enfin », *CCE* 2015, n°10, étude 17; Nicolas Bronzo, « Droit d'auteur et création artistique: la liberté à tout prix ? A propos de l'arrêt du 15 mai 2015 de la Cour de cassation » *Revue Francophone de la Propriété Intellectuelle*, n° 2, avril 2016, p. 89.

³⁰ André Lucas et Jane C. Ginsburg, « Droit d'auteur, liberté d'expression et libre accès à l'information (étude comparée de droit américain et européen) » 249 *RIDA* 5 (July 2016), p.77-79 は、米国のフェア・ユースの法理と Ashby 判決、Klasen 判決のアプローチを比較した上で、著作権と表現の自由の衡量については、伝達されているメッセージの内容や著作物の創作性といった様々な要素を総合衡量に盛り込んでいくと、比例性テストでしばしば指摘されている問題、すなわち法的不安定性を引き起こしてしまい、それは権利者とユーザーの双方にとって害悪となると指摘する。

また、著作権と表現の自由の調和は立法、とりわけパロディや引用の制限規定によって調整済みであり、裁判官が基本権の名のもとに新しい制限規定を創設できてしまうのは健全ではないと指摘するものとして、*Prop. intell.*, juillet 2015 n°56, p.281, obs. A. Lucas. フランスの制限規定は本来「閉じられた」リストであり、Klasen 破毀院判決がフランスのシステムにフェア・ユースの理論を不正に導入したことは、法的不安定性を引き起こすもので問題だと述べるものとして、*Prop. intell.*, juillet 2015 n°56, p.285, obs. J.-M. Bruguière.

フェア・ユースの法理はフランス著作権法の伝統に相容れないと述べるものとして、A. et H.-J. Lucas et A. Lucas-Schloetter, *Traité*, préc., 4^{ed.}, n°351, p. 333.

同様に、*RTD com.* 2015., p. 515, obs. F. Pollaud-Dulian も、「適正なバランス」の名のもとに裁判官が著作権者の権利を奪うことは予測可能性を害するものであり、なおかつ破毀院は下級審に対し何らのガイドラインも示さなかった点で問題があり、「一つ確かなことは、破毀院は著作権を弱体化させて大きな混乱 (*une grande confusion*) をもたらしたということだ」と痛烈に批判している。Pollaud-Dulian はまた、創作の自由は人々に創作を可能とし、著作権は創作の結果を保護するものであって、両者は対立し合うものではなく相互補完的なものであるとして、著作権を弱める道具として創作の自由を用いること自体に異

- 法的不安定性
- 著作権を弱体化、混乱を引き起こす
- フランス法の伝統に相容れない
- 調整は立法の役割

5 Klasen 破毀院判決後の下級審判決

- 従来の伝統的枠組みに従うもの ①②
- Klasen の枠組みに追従するもの ③ (④?)
- ※ただしいずれも著作者本人死亡の事件

①La danse des chevaliers 事件

- 2015年9月25日パリ控訴院³¹
 - 原告：Sergueï Prokofiev の承継人
 - バレエ音楽「ロメオとジュリエット」的一幕「騎士たちの踊り (La danse des chevaliers)」
 - 被告：Hélène Blazy
 - ドバイの高層タワーのオープニングセレモニー用の楽曲「Buri Tour」
- Blazy は当裁判所が具体的な方法で権利のバランスを図れるような議論を全く展開していない
- 著作権は立法者がそれに見合った限界を与えるもの
- 著作権侵害を肯定

②カルメル派修道女の対話事件 (控訴院判決)

- 2015年10月13日パリ控訴院³²

を唱えている。 *ibid.* p. 523.

Camille Maréchal, «Les exceptions au droit d'auteur sur les oeuvres d'art », *CCE*, octobre 2015 も、裁判官によるケース毎の判断よりも立法による調整の方が、民主的正当性があり法的安定性に資すると述べている。

³¹ CA Paris, pôle 5, 2e ch., 25 sept. 2015, n° 14/19466.

- 「カルメル派修道女の対話 (Dialogues des Carmélites)」(1957) をロシア人 Tcherniakov が演出変更 (特にラストシーン)
 - オリジナル版：フランス革命時代、修道女達が順にギロチンで処刑されていき、Blanche も断頭台に倒れる
 - Tcheniakov 版：現代、ガスが充満した小屋内にいる修道女達を Blanche が助けに入り、小屋が爆発
- 著作物の変質は否定
 - セリフ、楽曲は変更なし
- 著作物の精神の変質は肯定
 - 演出家に何らかの自由が認められるとしても、その自由は著作物の尊重に関する著作者人格権による制限を受ける
 - ラストシーンの演出変更は一解釈にとどまらず全ての意味合いを変えてしまっている
- 芸術界限からの強い批判³³
- Klasen 破毀院判決の枠組みに従えば、50 年以上も前に死去し、本人と関係の遠い承継人によって代理されている著作者の著作者人格権と、演出の創作の自由とのバランスが問われるべきだったのでは

③Poème Liberté 事件

- 2016 年 2 月 25 日パリ大審院³⁴
 - Paul Eluard の詩「Liberté」：レジスタンス運動の象徴
 - 映画「Maps to the Stars」：ハリウッドで落ちぶれた子役の人生を描いた作品。登場人物が詩を何度か暗唱
- 著作物の精神の変質を否定
 - 監督は詩 Liberté の質を否定したのではなく、作品としての固有の

³² CA Paris (pôle 5 ; ch. 1)13 octobre 2015, G. Bernanos et a. c/ Tcherniakov, Bel Air et autres, n°14/08900

³³ France Culture, Antoine Guillot, 22 octobre 2015 (「翻案の自由に対するブレキであり、現代オペラを硬直化させてしまう」), France musique, 26 octobre 2015. (「今日のクリエイターの表現の自由にとって深刻な判決」), Le Figaro, 19 octobre 2015 (「創作への口輪」).

³⁴ TGI Paris (3e ch., 4e sect.), 25 fevr. 2016, C. Eluard-Boaretto et Editions de Minuit c/ SBS Productions et a.

創作物の中にそれを組み込んだということができる

- 二次的著作物の表現の自由は、原著作物が創作された歴史的あるいは事実的文脈に封印されることなしに行使できるものでなくてはならない
- この表現の自由は、著作者人格権の権利承継人による主観的な評価によって制限され得ない

④ Naked 事件 (Koons 事件)

- 2017 年 3 月 9 日パリ大審院³⁵
 - 「Enfants」(1970) Bauret
 - 「Naked」(1988) Koons
 - なぜこの写真を使用することが不可欠なのか Koons は十分な説明していない
 - Bauret の写真は公衆にあまり知られていなかった
 - Bauret に許諾を求めることもできたはず
 - Koons の利用は「創作的な労力の節約」
 - 著作権侵害と判断しても Koons の表現の自由の侵害にはならない
- ↑
- 表現の自由に基づく抗弁を足蹴にせず、具体的に検討しようとする姿勢は Klasen 破毀院判決の影響？
 - 原著作物を利用する必要性や Koons が伝達しようとしていたメッセージの内容と写真の関連性といった、Koons 側の事情をも判断要素に取り込んでいる

【小括】大審裁判所では後発者側の事情も考慮し Klasen 破毀院判決のアプローチに沿ったと思われる判断が下されているのに対し、控訴院ではどちらかというところ Klasen 破毀院判決に必死に抗っているようにも読める判決が下され、下級審において若干の揺らぎが見られる

³⁵ TGI Paris, 3^{ème} chambre, 4^{ème} section, 9 mars 2017, RG n°15/01086, Succession Bauret c/ Jeffrey Koons et le Centre national d'art et de culture Georges Pompidou.

6 カルメル派修道女の対話事件破毀院判決

- 破毀院 2017 年 6 月 22 日判決³⁶
- 著作物の精神の変質を否定
 - セリフ、音楽は変更せず
 - オリジナル版の大切な主題（希望、殉教 etc.）は尊重している
- 人権条約 10 条の抗弁について
 - 演出家の創作の自由と作曲家、台本の著作者の著作者人格権の保護との「適切なバランスの探求(la recherché d'un juste équilibre)を行うよう促されていたにも関わらず、それを検討しなかった」という点で、控訴院判決は法的根拠を欠く
 - 破毀、ヴェルサイユ控訴院に移送

【Point】

- Klasen 破毀院判決のアプローチを踏襲
- 著作者人格権の事例にも適用³⁷
- 著作者の死後の事例にも適用

【疑問】

- 著作財産権 vs 表現の自由のケースと、著作者人格権 vs 表現の自由のケースで、「適切なバランス探求の具体的方法」は異なるのか？「適切なバランス」は異なるのか？
- 破毀院は今回も具体的な要件論を示さず

7 日本法への示唆

- 破毀院の新しいアプローチがフランスで定着していくかは未知数

³⁶ Civ. 1^{ère}, 22 juin 2017, n°15-28.467 16-11.759.

³⁷ Nadia Walravens-Mardaescu, “Liberté du metteur en scène, à la recherche du juste équilibre”, (<http://droitdauteur.blog.sacd.fr/liberte-du-metteur-en-scene-a-la-recherche-du-juste-equilibre/>)は本判決について、知的財産権の世界に真の激動をもたらした Klasen 破毀院判決の延長線上に位置づけられると指摘している。

- 適切なバランス探求の「具体的方法」は今後洗練されていく？
- 直ちに日本法に参考になるわけではないが、米国との対比

- 米最高裁（Harper&Row 判決、Eldred 判決、Golan 判決）³⁸
- 著作権立法に内在する調整原理によって著作権と言論の自由は調整済み、外在的な審査は不要
 - アイディア・表現二分論
 - フェア・ユース
- 日本はフランスと同様、制限規定が限定列举
 - 一般条項を欠く以上、予め十分な調整原理を著作権法に内包しているといえるのか？
- 著作権侵害訴訟において表現の自由を抗弁として用いることは可能か？
→“日本版フェア・ユース”？と呼ぶかは別として…
- 立法ルートではなかなか実現に至らない柔軟な制限規定の導入という課題について、司法ルートの手で著作権に基本権アプローチを導入することは、現状を打破する一つの突破口になるのでは
- copyright と droit d'auteur³⁹
 - インセンティブ論の発想が強いとされる米国が結果的に copyright を聖域化している⁴⁰のに対し、自然権論的な大陸法国の筆頭であるフランスが、表現の自由を用いて著作権を制限するよ

³⁸ Harper & Row, Publishers, Inc. v. Nation Enterprises, 471 U.S. 539(1985), Eldred v. Ashcroft, 537 U.S. 186 (2003), Golan v. Holder, 132 S. Ct 873(2012). もっとも、いくら予め著作権法内に調整規定が組み込まれていても、それを理由に司法による合憲性審査を免れさせてよいのかには疑問がある。司法ではなく立法が調整機関となることが含意されてしまう上、著作権の立法過程には政策形成バイアスの問題とメタファーによる著作権強化の問題があるという点について、詳しくは、比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究（1）～（5）」知的財産法政策学研究 45号（2014年）79頁、46号（2015年）69頁、47号（2015年）97頁、48号（2016年）61頁、49号（2017年）25頁。

³⁹ Alain Strowel, droit d'auteur et copyright. Divergences et convergences : étude de droit comparé., LGDJ et Bruylant, 28-33 (1993).

⁴⁰ Jed Rubenfeld, *The Freedom of Imagination: Copyright's Constitutionality*, 112 YALE LAW JOURNAL 1, 3 (2002)は「著作権法はある種、修正一条の巨大な免税エリア(First Amendment duty-free zone)となっている」と指摘する。

うになってきているのは、ある種逆説的な現象？

- 著作権法に対する違憲審査の可能性⁴¹

⁴¹ Jean-Michel BRUGUIÈRE et Frédéric DUMONT, « La question prioritaire de constitutionnalité dans le droit de la propriété intellectuelle », *CCE* mai 2010 n° 5.